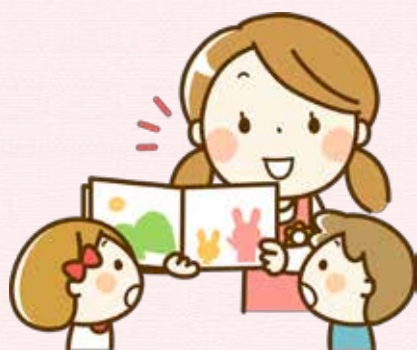


保育士修学資金 貸付制度のご案内

秋田県保育士修学資金貸付制度とは

保育士を目指し養成施設(都道府県知事指定の保育士養成学校または施設)で修学している人を対象に、その修学費用を支援する制度です。

卒業後、保育士登録をし、秋田県内で継続して保育業務に従事した場合に貸付額の返済が免除になるなど、これから保育士を目指す人にとっては非常にメリットのある制度です。



貸付 内容

- ①修学資金 月額 **5万円以内** (上限120万円)
 - ②入学準備金 **20万円以内**
 - ③就職準備金 **20万円以内**
- すべて無利子でお貸しします。

返還 免除

卒業後、秋田県内で**5年間**(過疎地域(※)は3年間)
継続して保育の仕事に従事(保育所・認定こども園・幼稚園等)

(※)過疎地域：秋田市、潟上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部(旧河辺町)



全額返還免除!!

申請手続きは、在学する保育士養成施設を経由しての申込となります。
詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 **秋田県社会福祉協議会 総務企画部**

〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 ☎(018)864-2711

ホームページ <http://www.akitakenshakyo.or.jp/>

保育士修学資金貸付制度の内容

貸付額

- 月額5万円以内(120万円上限)
- 初回貸付時に入学準備金20万円以内を加算することができます。
- 最終回貸付時に就職準備金20万円以内を加算することができます。

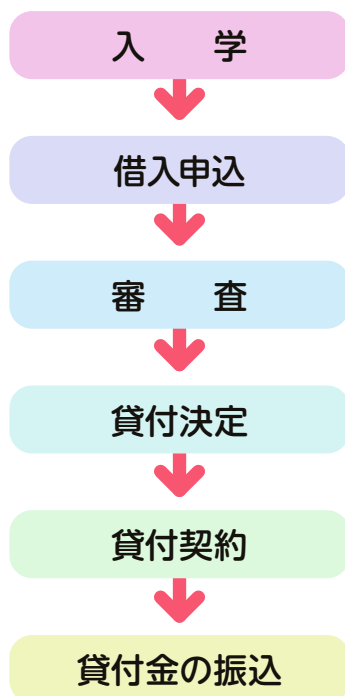
貸付期間

- 保育士養成施設に在学している期間

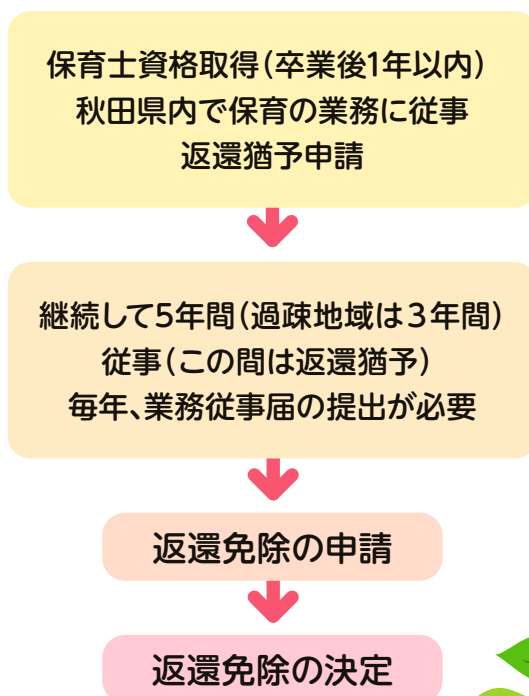
借入申込

- 在学する保育士養成施設を経由しての申込となります。
(養成施設の推薦状が必要です。)

貸付申請の流れ



返還免除の流れ



<注>養成施設を途中で退学または所定の期間前に保育の業務をやめた場合
(保育の業務に従事しなかった場合)は貸付金を返済しなければなりません。